本市における構造改善の事業計画

農薬の航空散布などとりあえず三か年計画

国並に県の要領にもとづいて本市ではさきに設置されました「農業構造改善推進協議会」の土地改良・水稲・畑作・園芸・畜産の四部会で検討されている改善目標の骨子は次のとおりであります。

零細農は協業化で余った労力は他部門へ

1、**農業経営構造**

零細な農業経営、零細な土地保有の状態にあっても、自から営農技術及び経営規模によって経済的に自立できるいわゆる「自立農家」と、専業農家として自立出来ない農家があり、後者は協業組織と協業経営の方向に進むことが予測されます。

(1) 自立経営（経済的に自立し得る経営）

現行制度の下において は耕地面積の急激な拡大は期待出来ないが、新らしい農業条件変化を考慮して、他産業従事者世帯と、ほぼ両等な生活水準を維持できる農業を育成したものであります。

一例を水稲の場合百万円の収入をあげる農家（就農者三人程度）を想定してみますと、反収三・九石だと二町五反の耕地が必要となります。なお、作業の効率的実施のために集団的も当然考えてゆくべきであります。

(2) 協業組織と協業経営

協業組織とは、農機具の共同利用、耕耘の共同作業等生産行程の一部を協業することと、協業経営とは、稲作・畜産・果樹等農業経営の一部を協業することであります。自立の力は逐次農業の他の部門への発展向上による農業所得の増大又は非農業所得の増大を計ることは勿論であります。

水田は直播栽培

家畜の多頭羽飼育を一般化

2、**農業の技術対策**（水田）

① 水田部門

A、農作業は機械化して耕耘を始め収穫調整の作業は可能な限り大型トラクター等を中心に一連の機械化作業体系により労力を節約する（省力化と いっています）ことになります。

B、商品価値を高めるため、品種の統一が行なわれます。なお、作業の効率的実施のために集団的も当然考えてゆくべきで依存している播種移植作業は漸次減少して直播栽培へと進んで参ります。

D、収穫は刈り取り機が導入されてきます。乾燥は自然乾燥から人工乾燥へと進み、ハサ木は漸次樹等農業経営の一部を協業することであります。自立の金出産行程を協業することであります。自立のむずかしい農家については生産性の向上のためにも協業の形態をとる必要があります。なお、協業によって生じた余剰労力は他部門へ振向けることになりましょう。

② 畑作（果樹をふくむ）

A、園芸作、果樹及び特用作物は可能なかぎり集団的栽培でなければなりません。

B、耕耘は小型トラクターによる機械化作業をおすすめします。

C、主産地形成のために団地造培となり農用地利用の合理化のために作付の協業が必要となります。

D、生産物の選果出荷は生産団体及は農協単位に広域化されます。

③ 畜産部門

A、家畜飼育は施設の能率化、機械化が当然予想されまして大規模施設と機械化による多頭羽飼育が一般化されます。

B、改良増殖によって畜産物（乳、肉、卵、）の質的にも量的にも向上されます。

C、現在大きく手労働に依存している播種移植作業は漸次減少して直播栽培へと進んで参ります。

D、収穫は刈り取り機が導入されてきます。乾燥は自然乾燥から人工乾燥へと進み、ハサ木は漸次樹等農業経営の一部を協業することであります。自立の金出産行程を協業することであります。自立のむずかしい農家については生産性の向上のためにも協業の形態をとる必要があります。なお、協業によって生じた余剰労力は他部門へ振向けることになりましょう。

② 畑作（果樹をふくむ）

A、園芸作、果樹及び特用作物は可能なかぎり集団的栽培でなければなりません。

B、耕耘は小型トラクターによる機械化作業をおすすめします。

C、主産地形成のために団地造培となり農用地利用の合理化のために作付の協業が必要となります

D、生産物の選果出荷は生産団体及は農協単位に広域化されます。

③ 畜産部門

A、家畜飼育は施設の能率化、機械化が当然予想されまして大規模施設と機械化による多頭羽飼育が一般化されます。

B、改良増殖によって畜産物（乳、肉、卵、）の質的にも量的にも向上されます。

C、自給飼料も火力乾燥機等により他率化されて飼料の自給度が向上されます。

五年後に所得増大

関係方面の協力を要請

3、**生産目標と事業種目**

以上は、本市で考えられている大綱でありまして事業推進の具体的な問題はいま各部会で専門的に検討しておりますが、主な事業種目は下表の通りであります。これらの農業構造改善事業を行なうなかで本市の農業生産額の目標を下表のように樹てております。

農業構造改善と実際に取り組まれるのは個々の農家の方々であり、市としても国や県の指導を通じて、本事業の推進援助に本腰を入れてゆく考えであります。

なお新津市が、国の指定地域として事業を実施するのは、三十七年度から三十九年までの三か年間という予定になっています。

各年度毎の事業量の比率は三（三十七年度）四（三十八年度）三（三十九年度）の割合になることになっています。

また、農業基本法に定されたことに伴って、これを実施するために必要な関係法のうち、農業経営近代化資金融通法「農業倉庫法」「農産物の価格安定等に関する法律」は、昨年の通常国会に議決されていますが、農地法の一部改正法、「農協法」「農協合併助成法」「農業災害補償法の一部改正法」「農産物価格法の一部改正法」「農業基本法」「農業倉庫法」「農産物の価格安定等に関する法律」は、昨年の通常国会に議決されていますが、農地法の一部改正法、「農協法」「農協合併助成法」「農業災害補償法」「農産物価格